

西宮労働者福祉協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者福祉の向上を図るため、市内の労働団体に構成される西宮労働者福祉協議会（以下「労福協」という。）が行う勤労者福祉事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この要綱において、勤労者福祉事業とは次のものをいう。

- (1) 労福協並びに、加盟組合の勤労者の福祉向上に寄与するための企画・調査・研究費
 - (2) 労福協及び加盟組合員の自主福祉運動強化のための学習会・研修会・強化関係費
 - (3) 文化活動費
 - (4) 時代の流れに沿ったメーデー等のイベントを企画し実行する関係費
 - (5) その他市長が必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当するときは、補助対象としない。
- (1) 委託事業
 - (2) 当該補助金以外の他の補助金や交付金等の対象となる事業
 - (3) その他市長が不相当と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

(手続き)

第4条 補助金の交付手続きについては、「補助金の取扱いに関する規則」（昭和58年3月31日西宮市規則第31号）に基づき、手続きを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。